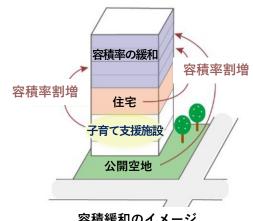
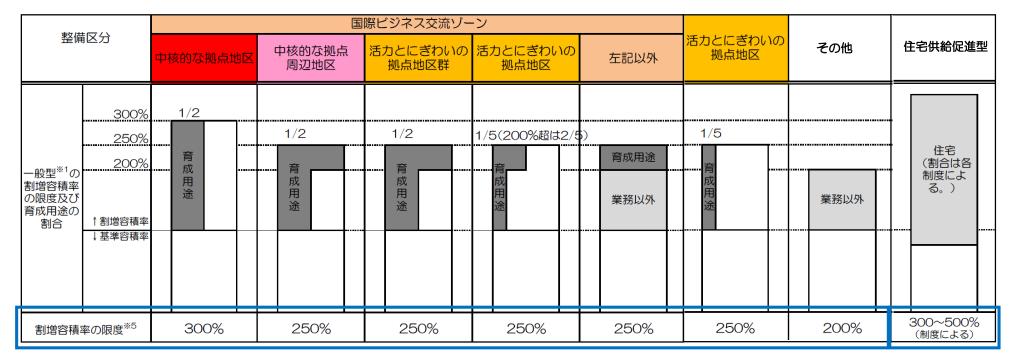
(参考)都市開発諸制度における住宅供給促進型の概要

都市開発諸制度とは、公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積 率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向 上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度のことで、「再開発等促進区を定める地区 「高度利用地区」 「特定街区」 「総合設計」の4制度のことです。

「住宅供給促進型」は、住宅を整備することで通常よりも大きな容積率の緩和を受ける ことができます。



容積緩和のイメージ



通常は、割増容積率の限度は200~300%